

地域の実情に応じた分別収集のあり方について

入 佐 孝 一*
Koichi IRISA

1. はじめに

国により、「循環型社会元年」が平成12年に位置づけられてから10年が経過し、その間、「循環型社会形成推進基本計画」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」などの各種リサイクル法が制定・改定され、ごみの減量化や資源化が取り組まれてきた(図1)。平成20年3月には、「第二次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、「低炭素社会」や「自然共生社会」とも統合された「持続可能な社会の実現」のイメージが描かれた。

これらの我が国の法体系の中で、ごみ処理の基本法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)」では第6条第1項で、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定している。

ごみ処理行政を担う自治体は、この廃棄物処理法に基づき一般廃棄物処理基本計画を策定することになるが、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中では、排出抑制・資源化計画、収集運搬計画、中間処理計画、最終処分計画をそれぞれ策定することになる。中でも分別収集のあり方については、その後の資源化や中間処理の方策に影響するばかりでなく、地域の住民にとっても直接的に影響があるために、その検討は重要な事項である。

2. 関連用語の考え方

一般廃棄物処理基本計画においては、通常、主として家庭から排出される「家庭ごみ」と、事業所等から事業活動に伴って排出されるごみのうちの産業廃棄物

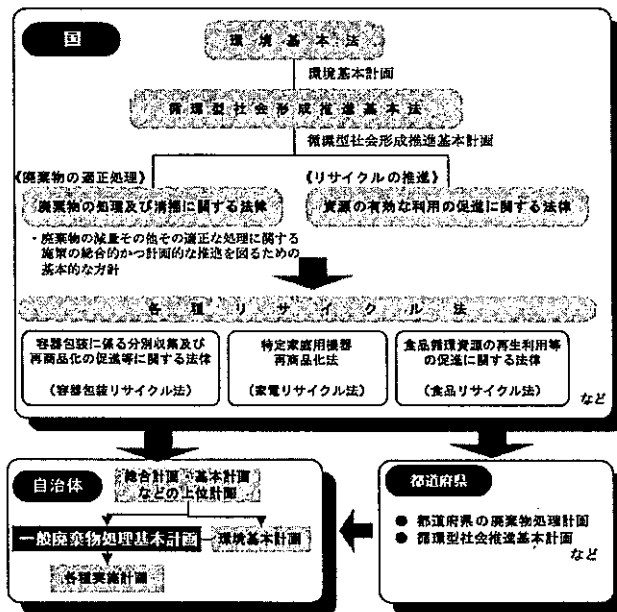


図1 廃棄物関連の法体系

以外の「事業系ごみ」を対象としている。家庭ごみと事業系ごみを合わせたごみの排出量を「ごみ排出量」、これに集団回収等を合わせたごみを「ごみ総排出量」と呼んでいる。

なお、事業所独自の自主的な処理やリサイクル、家庭での生ごみの減量化などの自家処理などを行っているものを「潜在ごみ」とし、「ごみ総排出量」と合わせて「ごみ発生量」とするが、潜在ごみ量の把握が困難なため、目標設定等の合計量には含めないものとするなど、目標に対する考え方と用語の定義を予めしっかりとしておくことが計画策定におけるポイントとなる(図2)。

*社)日本廃棄物コンサルタント協会

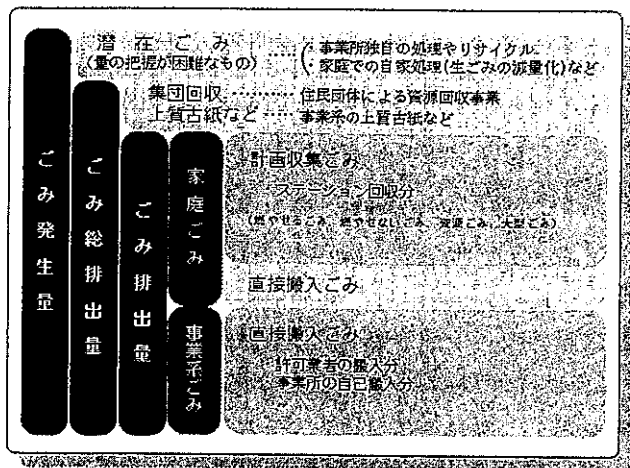


図2 ごみ排出に関する用語の定義の例

3. 自治体の分別収集区分の種類

一般に自治体を取り扱うごみの分別区分としては、以下の図3のような類型になっている。図中の網掛け項目は主な分別収集区分であり、白地の枠が主な品目の例である。収集区分の前の番号は分別区分のレベルであり、一般に番号が大きくなるほど、分別収集区分が細分化されていると言える。自治体毎によりそのレベルの差はあるが概ねの項目は一致しているが、自治体によって最も扱いが違うのがプラスチック類であろう。特に、容器包装プラスチック類を分別収集してい

ない自治体では、プラスチック類を可燃ごみとするのか、不燃ごみとするのかその判断が分かれるところである。このように自治体によって取扱がまちまちであることが、住民にとって「ごみの出し方がわからない」、「以前住んでいた自治体と違うが大丈夫か？」等といったことにつながると言える。さらに、本誌読者のような専門家でない一般住民の立場からすると、特に廃プラスチック類については容器包装類なのか、可燃あるいは不燃ごみ対象のプラスチックなのかが非常にわかりづらいと言える。

また、東京都区部のように施設整備や戸別収集の開始に合わせて分別収集区分を見直す際にもプラスチックの区分を変更する例が多い。

さらに自治体によっては30数種類の分別を実施している例もある。

4. 分別収集の区分のあり方

一般に、資源化や排出抑制を進めるほどに分別収集の区分が細分化される傾向があるが、過度の細分化は、収集コストの高騰、処理施設の多様化などが必要となり、必ずしも効率的とは言えない。また、分別収集の区分は、自治体が保有する資源化施設、熱回収施設の方式や能力などにも依存するので、一概にこれが最も

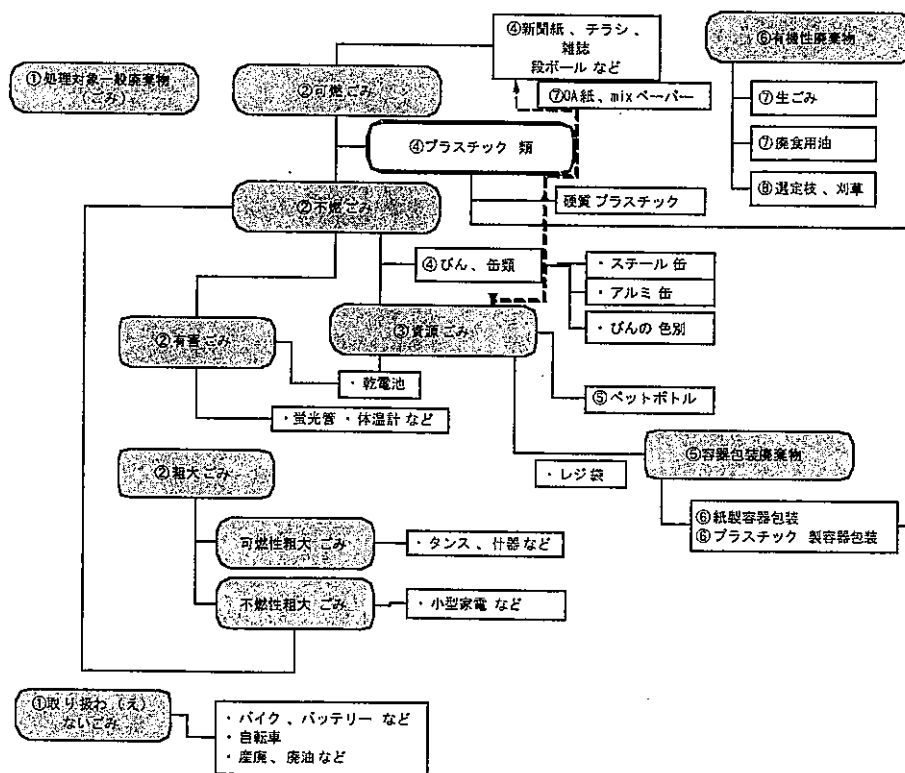


図3 分別収集の類型図

良いといった回答はない。

以下に、分別収集区分の特徴とそれぞれのメリット及びデメリットをとりまとめた。

① 廃プラスチック類を可燃ごみとするか不燃ごみとするか

廃プラスチックの取扱については、可燃ごみを焼却対象とする際に積極的に熱回収を行うかどうかによるところが大きい。マテリアルリサイクルよりも熱エネルギーの回収に主眼を置いたケースなどである。特に、ガス化溶融施設を所有する場合には、ごみ質がある程度高いことが望ましく、あまりにごみの持つエネルギーを低くしてしまうと、助燃が必要となるケースもある。

② 廃プラスチックを分別回収するかどうか

比重が小さく軽いプラスチック類を可燃ごみ、もしくは不燃ごみと一緒に処理するか、別途資源として分別収集するかは、自治体の判断が分かれるところである。都市部などのように道路が狭隘な地域では、集積所に多くのスペースを確保できないこともある。一方で、プラスチック類を不燃ごみから分離して収集するようになると、残された不燃ごみは非常に少量であり(割れた陶磁器類など)、ほとんど排出されることが無くなるため、最終処分場に十分な容量を持たない自治体などは積極的に分別回収することも望ましいと言える。また、廃プラスチックの取扱を変更する際には、収集のスケジュールを大幅に見直す必要がある。さらに、使い捨てライターやカセットボンベなどが主な原因となる車両火災も、それまでプラスチックがクッションとなっていたものがなくなり、発生する例もある

という。

③ ペットボトルの分別回収

比較的きれいな状態で排出されることの多いペットボトルについては、そのままごみとして廃棄することに抵抗を持つ住民も多い。さらに、最近ではペットボトル再生技術も進歩しており、マテリアルリサイクルも期待できることから今後もペットボトルは分別収集が拡大するものと思われる。

④ 生ごみの分別収集

燃やせるごみの4割を占める生ごみの減量・資源化の有効な方策として、堆肥化という手法がある。ただし、製品としての堆肥の需要先を見つける必要があったり、異物の取扱が困難であったりと、多くの問題を抱えている。また、分別収集する際の容器を分離することが必要であったり、夏期などにおけるごみの腐敗・臭気対策の問題もある。こういったことから、生ごみの分別収集はあまり浸透していないが、代わりにコンポスト容器の助成を行う自治体などが多い。

5. まとめ

これまで述べてきたように、自治体の規模やその地域の状況に合わせて設定するごみの分別収集区分は、「この方法が最も望ましい」という単純な解答があるわけではない。自治体の持つ中間処理施設や資源化施設の状況、自治体の規模などを勘案したうえで十分検討して選定することが望ましい。特に、細分化した分別収集は住民の手間を伴うために、住民を交えた検討を行った上で設定することが望ましい。